

1964年12月21日(第2回目)

1. 講義並びに歴史説明(午前10時45分~午後1時15分)

2. 応招議員は次の通りである。

議員

1番	久 天	久 天	2番	比 稲	比 稲	堀 信
2番	天 盛	天 盛	4番	安 改	安 改	是 正
5番	川 石	川 石	6番	仲 伸	仲 伸	弘 永
7番	正 妻	正 妻	8番	石 又	吉 川	喜 行
9番	里 川	里 川	10番	大 伸	村 伸	助 光
11番	石 真	石 真	12番	繁 得	里 伸	
13番	伊 佐	伊 佐	14番	仲 吾	里 伸	
15番	城 駒	城 駒	16番	宮 伸	村 伸	
17番	伊 佐	伊 佐	18番	申 伸	里 伸	
19番	武 島	武 島	20番	申 伸	村 伸	
21番	吉 渡	吉 渡				

3. 不応招議員はなし

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである。

市 長	仲 村	泰 雄	勤 介	具 量	真 徳
取 入 役	沢 し	安 一	鶴 翔	松 川	正 順
財 政 館 長	奥 里	翠 伸	鶴 民 開	仲 村	泰 信
民 生 館 長	当 山	金 審	水 道 館 長	国 吉	真 駿
経 济 館 長	曾 佐	友 錠	社 課 長	島 伸	昌 宏
防 防 館 長	大 塚	仁 審			

7. 召集局議員の出席者  
局 長 宮 城 光 雄 曹 稽 島 俊 真 由 類 念 菅 光

1964年12月21日(第2回目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時45分~午後 時 分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席

1番	天	久	藤太郎	2番	比	嘉	亮
3番	天	久	盛 雄	4番	安次	富	信
5番	石	川	真 六	6番	仲	村	吳
7番	稻	嶺 正	昭	8番	石	田 英	正
9番	安	里 宏	明	10番	又 吉	正 弘	
11番	石	川	繁	12番	大 川	喜	昇
13番	伊	佐 真	得	14番	伊 村	敏	永
15番	宮	城 延	昌	16番	宮 里	行	
17番	伊	佐 貞	壽	18番	中 里	助	
20番	武	島 行	男	20番	仲 村	幸	
21番	古	波 藏	潤			光	

3. 不応招議員はなし

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長	仲村 春勝	助役	黒川 真徳
取扱役	沢し 安一	総務課長	松川 正義
財政課長	奥里 将倫	住民課長	仲村 春信
民生課長	当山 全喜	水道課長	田吉 真義
経済課長	伊佐 友誠	建設課長	島袋 昌號
消防団長	大城 仁幸		

7. 車務局職員の出席者

局長 宮城 光雄 会計係 島袋 真由 知念 善光



8. 議事日程は次の通りである。  
議事日程第6. 一般質問

議長～出席15名であります。市町村自治法第53条によりまして議会は成立致しました。よつて只今より本日の会議を開きます。(午前10時45分)

議長～日程の追加を願います。日程の第7に附案第52号、宜野湾市印かん条例の設定についてを追加願います。日程第8に原案第12号普天間中学校青少年健全育成モデル地区指定研究会助成金交付方についてを追加願います。

議長～暫休憩致します。(午前10時49分)

議長～再開致します。(午前10時52分)

議長～日程に従いまして只今より一般質問を行います。順序は3番の天久藤雄議員からお願い致します。

3番～私から質問を行います。固定資産の再評価なされまして税法の改正で63年でしたか。税法の改正によりましてその課税。方法が変わると課税の率が変わっているという様なあれで固定資産の第二期の令書が微取の前提として発送されている様ありますが、それにつきまして倍ないし、倍以上の税額になつておると物価率になつておると云うことは正当なる課税だとは思いますが、しかしそれに対する住民は只出せばいいんでなくて、その額旨教底がまだ行き届いてないと云う様な印象を受けるのでございますが、それに對して賦課基準或はその理由とか、その引上げられた理由、或はそれに對する説明そういうのがまだ住民の方に不徹底で相当のこの不平を買つておる様な状況でございますが、その事実は市長さんお知りであるかどうかですね、お答え願いたいと思います

市長～お答え致します。政府から指示された評価基準によつて固定資産の再評価をやることになつておりますが、今の



住民から不平があるということとあります。まだ私はそれを聞いておりません。尚その方法につきましては、課長から課長としては政府の説明会も何べんもありましたし、これからその査定評価の方法についても詳しく述べてお聞きたいと思います。

- 3番～1963年の5月28日付けのこの内政局の指示で17号ですか。現行の固定資産評価についての市町村のいちじるしい不均衡をなすというのが大きな目的だとう様なこととあります。それに對して再評価の面で実施されておるのかどうか。評価額を見た場合には従来の評価額を只率を上げた様なことであるが、果して再評価をやつて後の新しい基準であるかどうかですね、それをお聞かせ願いたいと思います。

市長～只今申し上げた様に課長から補足して頂く様にします。

財政課長～補足させて頂きます。新しい土地の調査基準による調査の方法は、現在実施の段階でございまして、この65年度の課税は今までの算級による課税の率をその平均の指示額まで引上げと云うことになつております。

- 3番～平均の指示額というは、評価の改訂を意味しておるものであるかどうかですね。土地の再評価を意味しておるかどうか。只基準を統一しただけであるかですね

財政課長～指示額の引上げということは、評価額を引上げるということになりますのでこの65年度の課税の評価額において各々それだけのペーアントが引上げられたと云うことになります。

- 3番～現在設定されておる所の今までの從来までこの物価対象になつた何時評価されたのを基準にされておりますか。

財政課長～これは等級が9段階に分けられておりまして私の記憶  
くそは5～6ヶ月前に調査がなされて普天間を中心にして  
そして各部落の地盤においても、田畠においてもその等級が決められておるものと思いますが、その今までの等級をその低い表示価額から政府の提示する平均価の方へ  
土地の方を持つて行つたということであります。

3番～表示価額を改訂したということであります。しかし5～6ヶ月前の土地の評価といふ面とそれから是非その後大きな土地の収割があつてそれが評価材料にする必要があるということ前から申し入れてあつた誤であります  
本当にこの評価を運営を終しての公正なる評価であればいい誤でありますが、前の5～6ヶ月前の評価を基礎にして、すぐそれに政府の指示した額にしたということであります  
が、そう云うため相当のムラがあると、或は評価がこの地盤の収割によつて相当上つた所もある、或は下つた所もあつてこれに対する公正なる物価といふ面がややもすると違ひんでないかと庶民としてもその当時賃借地なんかがなかつた時代に出来た評価額と又その後設置されたそういう地盤の査定の方法、現行の75セントから1ドルにしたんですか、そういう面でも相当のこの同じ貸借地でも囁きがあると、しかしこつちとしては一律に取つていいという面の技術的面がありますが、何故5～6ヶ月前の収穫をおさえてですね、試験などされたかどうか。今度改訂と同時に適正なる様んとうに現在にマッチする所の試験をしないで只そのままだけ従事されて相当の倍、或は2～3倍以上のこの試験をされておるという現状であります、それに対してどうせ査定をするなら現在にマッチした所の評価方法でやつてもらわないと云う意味です。

財政課長～5～6ヶ月年の調査と申し上げましたが、この調査が新しい土地の評価基準による評点式の評価であれば、そういうものがすべて解決是正される誤でありますが、その調査が相当の技術を要するというふうに考えられて

財政課長～これは等級が9段階に分けられておりまして私の記おくでは5～6ヶ月前に調査がなされて普天間を中心にして各部落の宅地においても、田畠においてもその等級が決められておるものと思ひますが、その今までの等級をその低い指示価額から政府の指示する平均額の方へ土地の方を持つて行つたということであります。

3番～指示価額を改訂したということですが、しかし5～6ヶ月前の土地の評価という面とそれから是非その後大きな土地の変動があつてそれが評価材料にする必要があるということと前から申し入れてあつた訳でありますが直ちにこの評価を現在を越しての公正なる評価をすればいい訳でありますが、前の5～6ヶ月前の評価を基礎にして、すぐそれに政府の指示した額にしたということであります。そう云うため相当のムラがあると、或は評価がこの地価の変動によつて相当上つた所もある。或は下つた所もあるつてこれに対してこの公正なる物価という面がややもすると薄いんではないかと住民としてもその当時貸住宅なんかがなかつた時代に出来た評価額と又その後設置されたそういう地域の査定の方法。現行の75セントから1ドルにしたんですか。そういう面でも相当のこの同じ貸住宅でも開きがあると、しかしこつちとしては一律に取つているという面の技術的面がありますが、何故5～6ヶ月前の基礎をおさえてですね、賦課なされたかどうか。今度改訂と同時に適正なるほんとうに現在にマッチする所の評価をしないで只その率だけ採用されて相当の倍、或は2～3倍以上のこの賦課をされておるという現状であります。それに対してどうせ査定をするなら現在にマッチしたあの評価方法でやつてもらわないと云う意味です。

財政課長～5～6ヶ月年の調査と申し上げましたが、これの調査が新しい土地の評価基準による評点式の評価であれば、そういうものがすべて解決は正される訳であります。その調査が相当の技術を要するというふうに考えられて

おりますが現在実施の段階でありましてもそれまで今まで実施された等級による評価で課税がなされねばなりません。しかししながらその等級設定の場合でもある程度皆天井の評価を中心として 30 号線、或は一号線、5 号線、沖積通り、すずらん通りとそういうふうに貯蔵庫もある程度評定されて在地地盤におきましてもアメリカ貸住宅の地盤は高等であるといふに表められておりますが、一概にこの等級による評価となりますとタリの段階にあてはめなくちらならない誤算がありますので、そこには個々の土地においてはなる程差があると思われます。しかしながらこのタリの等級にあてはまる上においては必ずその最も上と一番下では 7 段階の間を離さないと、8 段階のときは離さないといふことになりますので、このむじゅんを解決するために現在の等級を廃止した新しい評点式の評価方法が政府から指示されております。しかしながらこれが実施するまでには、相当の日数時間がかかりますので毎年度の課税においてはこの評点式評価方法は本み切る前に現在の等級による評価額が半ば参考に供過ぎるその過ぎる評価額を適正な評価に持つて行くべきいうのでその等級間に評価を引き上げた誤算がありましたが、

3 番～先程との課税の評点式のあれが表つたのでそれにやつたまみに上つたということですが、しかし今の段階では、政府の評点式に持つて行くのもまだ時日を要するから、等級によるその賦課をしたと云われるんですがこれはどういう誤算ですか、税額が低いから上げたという誤算かつてある誤算ですが、しかし持つて行くべきの法政局の示した評点式評価方法が当然行なわれるべきだと思ふんですが、これには持つて行くかんて等級にやつたと云うことはどういう誤算ですか。

財政課長～これは評点式評価方法と申し上げますのは現在調査の段階でありますとそれまではどの市町村においても等級による課課をしては課税がなされません。それで政府が毎年 5 月に平均の掲示価格を示してあるのを

おりますが現在実施の段階でありますと今まで実施された等級による評価で課税がなされております。しかししながらその等級設定の場合でもある程度普天間の繁華街を中心として 30 号線、或は一号線・5 号線・沖沢通り、すくらん通りとそういうふうに照線もある程度加算されて住居地域におけるましてもアメリカ貸住宅の地域は何等であるといふに済んでおりますが、何せこの等級による評価となりますと、9 ヶの段階にあてはめなくちらならない訳でありますので、そこには個々の土地においてはなる程差があると思ひます。しかしながらこの 9 ヶの等級にあてはまる上においては、その最高上と 1 番下では 7 段階の開きしかないと、8 段階の開きしかないということになりますので、このむじゆんを解決するために現在の等級を廢止した新しい評点式の評価方法が政府から指示されております。しかしながらこれを実施するまでは、相当の日数時間がかかりますので 65 年度の課税においてはこの評点式評価方法にふみ切る前に現在の等級による評価額がまだあまりに低過ぎるその低過ぎる評価額を適正な評価に持つて行こうというのでその等級制に評価を引き上げた訳であります。

3 番～先程この課税の評点式のあれがやつたのでそれにやつたために上つたということですが、しかし今の説明では、政府の評点式に持つて行くのもまだ時日を要するから、等級によるその賦課をしたと云われるんですが、これはどういう訳ですか。税額が低いから上げたという様なかつ好である訳ですが、しかし持つて行くべきのは政府の示した評点式評価方法が当然行なわれるべきだと思うんですが、これには持つて行かんと等級にやつたと云うことはどういう訳ですか。

財政課長～これは評点式評価方法と申し上げますのは現在調査の段階でありますとこれまではどこの市町村においても等級による評議をなして課税がなされております。それで政府が 63 年の 5 月に平均の指示価額を示してあるのも



これは相対的な坪当たりの平均価額を示しておる訳であります、その田であれば田の畠であれば畠の平均の指示価額でございます。そこに並つていくのには必ずしも評点式評価方法でなければ出来ないということはない訳であります。その点で指定期間に現在の等級による価額のペーセントをその率まで引上げて個々のひつの評価額を引上げた訳でございます。

3番～これ去年の当初予算から問題があつたと感いますが、去年は当初予算でこの評点式にやるという訳で当初予算に組んで収入欠そんをきたしたというのが大きな去年も問題があつた訳であります。そういう面で本年度一期の方は前年度同様に課して一期の通知の場合にも販賣方々の一ヶ月の固定資産の額はこれだけだと毎期の方も振り回りして通知して、二期で更に又倍或は3倍の課税がこれは今後の課税だという様な通知を二重の通知がなされている訳でありますが、だが年度初めてこの当然やるべきのを二期の方からこういうことになつて住民としてそれが少ない額ならあんまり問題にしてないと想いますが、二倍或は場所によつては教育税も合せた場合がそれに同じ様に課されておりますので結局5倍以上の増した所があるとこう聞いておりますが、これが実質であるかどうかと云うのは後でまだ調査の段階で私調べておりますが、しかし固定資産がこれだけすぐ急激に上るというのは相当この住民に対するそれまでにはピーアール或は色んなこういう面の課税徹底の必要があると思いますが、その点について課税徹底のこの方法はどういう方法でやられたものであるか、只單なるこのプリントだけでそういう課税徹底はしたということであるか各部署に入り込んで懇談会とか、そういう面で実情をこうだといつての後に懇談されたものであるかですね、それがそれがいきさつをお聞きしたいと思つています。

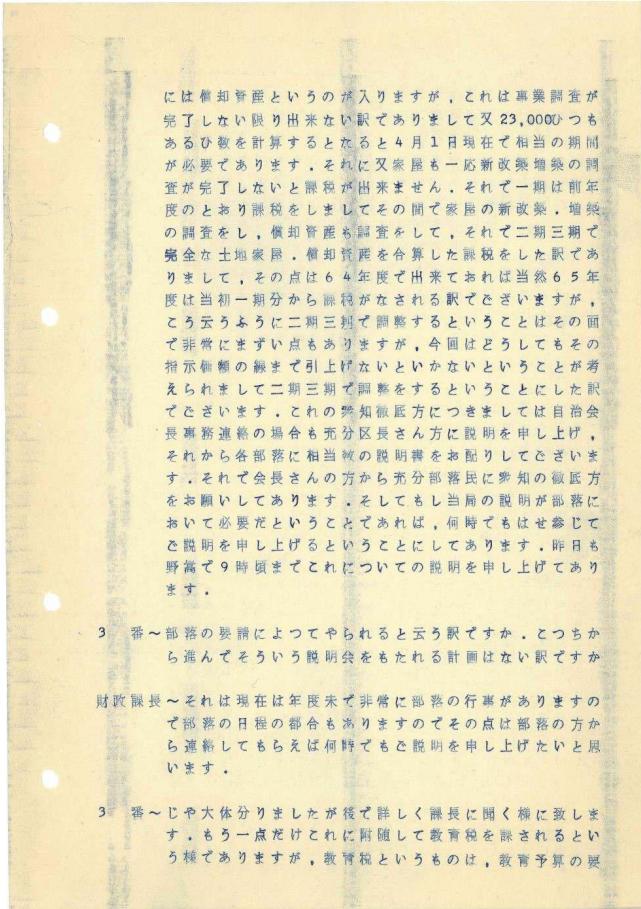
財政課長～二期三期で調整したということは固定資産の納期限は7月1日から31日までというふうになつております。年度当初になつております。それで現在の固定資産の中

には賃地賃産というのが入りますが、それは事業調査が完了しない限り出来ない試でありますと、又 23,000 ひとつある ~~支~~ 税を計算するとすると 4 月 1 日現在で右の納期が必要であります。それに又税額も一応新改築過疎の調査が完了しないと課税が出来ません。それで一期は前年度のとおり課税をしましてその間で被畠の新改築に増税の調査をし、賃地賃産も調査をして、それで二期三期で完全な土地税額、賃地賃産を合算した課税をした試であります。その点は 6 年度で出来ておれば当然 6.5 年度は当初一期分から課税がなされる試でございますが、こう云ふように二期三期で調査するということはその面で非常に重い点もありますが、今回はどうしてもその補示額の線まで引上げないといいかないということが考えられまして二期三期で調査をするということにした試でございます。これの結果後方につきましては自治会長事務連絡の場合も充分区長さん方に説明を申し上げ、それから各部落に相当数の説明書をお配りしてござります。それで会長さんの所から充分部落民に通知の後方をお願いしております。そしてもし当局の説明が部落において必要だということであれば、何時でもはせ参観を説明を申し上げるということにしてあります。毎月も野當ぞり時頃までこれについての説明を申し上げてあります。

3. 番～部落の要請によつてやられる云う試ですか。どちらが進んでそういう説明会をもたれる計画はない試ですか。

財政課長～それは現在は年度末で非常に部落の行事がありますので部落の日程の都合もありますのでその点は部落の方から連絡してもらえば何時でもご説明を申し上げたいと感います。

3. 番～じや大体分りましたが後で詳しく課長に聞く様に致します。もう一点だけこれに附隨して教育費を課さるという様であります。教育費というものは、教育予算の表



求があつた結果で市町村長の委任として課すのがたて前だと見えますが、この件には第一期の交付は $\frac{1}{2}$ 100分100課と前年度で微減して、二期三期で調査するという様になつていますが、二期も同じ様に100分の100課してくれるんだが相当のうなれば増税になるんだが、それに付して教育委員会から何か予算のそれに増すのこれだけ教育委員会予算が必要だから課す様にという様な要請があつたかどうかですね、顧を一応委任されて市町村長それによつて試算しなけりやいかんといふ程なあれがある訳ですか。

財政課長～前に教育委員会からの指示はございません、私的に示されている通りの課税をしてあります。何故かと申し上げますと、当初予算にもその見據て予算を計上してありますので教育委員会の方でも市の当初予算を参考にして予算の組成はなされているものと思います。

3番～思ひだけで委任はなくて課したということになつたら、これはもしも教育予算の要求があつた場合には、それ以下に徴収した場合にはそれは委任者として負るかも知らんが、当然この予算の構成があつて要求があるといふ様な前提のもとに該課といふことは考えられんと思ちんですが、しかし教育委員法の第51条にも教育税の賦課徴收課税の額目納期その要かな事項は当該市町村の条例でこれを定めるということはあります。但し教育税の課税率は教育区の才入予算の内教育税による教育予算を教育区に納入する様に定めなければならないといふ様な予算というのがうたわれている訳ですが、だから予算の範囲でこの競争なけりやいかんと思ひますが、その場合に要求はなくとも課したといふ訳ですか。

財政課長～今先も申し上げました様に今度の固定資産の当初予算の才入見積りがこの指定期間に引上げを前提としての予算私割りになつておりますので教育委員会の方も市の一般予算を参考にして教育予算は組成されておるものと

求があつた始めて市町村長の委任として課すのがたて前  
だと思いますが、この会議には第一期の交付は±100分  
100課と前年度で微減して、二期三期で調整するという  
様になっていますが、二期も同様に100分の100課し  
ておるんだが相当のそうなれば増税にかかるんだが、それ  
に対して教育委員会から何か予算のそれに増すのこれだけ  
教育委員会予算が必然だから課す様にという様な委任  
があつたかどうかですね、額を一応委任されて市町村長  
それによつて賦課しなけりやいかんという様なあれがあ  
る訳ですか。

財政課長～別に教育委員会からの指示はございません。条例に示  
されている通りの課税をしてあります。何故かと申し上  
げますと、当初予算にもその見積で予算を計上してあり  
ますので教育委員会の方でも市の当初予算を参考にして  
予算の編成はなされているものと思ひます。

3番～思うだけで委任はなくして課したということになつたら、  
これはもしも教育予算の要求があつた場合には、それ以  
下に徴収した場合にはそれは委任者として困るかも知ら  
んが、当然この予算の構成があつて要求があるという様  
な前掛のものとに賦課ということとは考えられんと思うんで  
すが、しかし教育委員法の第51条にも教育税の賦課徴  
収賦課の期日納期その必要な事項は当該市町村の条例で  
これを定めるということはあります、但し教育税の課  
税率は教育区の才入予算の内教育税による教育予算を教  
育区に納入する額に定めなければならないという様な予  
算というのがうたわれている訳ですが、だから予算の範  
囲でこの課さなければいかんと思うんですが、その場合  
に要求はなくとも課したという訳になる訳ですか。

財政課長～今先も申し上げました様に今度の固定資産の当初予算  
の才入見積りがこの指針額に引上げを前提としての予  
算見積りになつておりますので教育委員会の方も市の一般  
予算を参考にして教育予算は編成されておるものと思

- 思ひます。それで御質問の方を聞いておきます。
- 3番～前年度もその間に才人久保<sup>かず</sup>があつた頃ですが、本年度も当初予算でそういう評点式の政務の示した様な見經方針になるものと思つて当初予算に組まれておるという様な実態ですね。
- 財政課長～そうですございます。
- 3番～はい分りました。
- 5番～問違して質問致します。今先の答弁の中に固定賃俸級のいわゆる引上げに関する説明書を各自治会長に配布してあるをいう説明がありましたか。何時配布なされたか。その席で説明ですかから大体でいいです。2～3ヶ月前であるのか、或は今月であるのか。
- 3番～は1月30日付けて出されております。
- 5番～これに→枚ずつ配布なされた訳ですか。
- 財政課長～いや、50～60枚です。
- 5番～各区に50～60枚、このプリントされている冊替証券の頭に配布なされたんですか。
- 財政課長～はい。
- 5番～は1月30日午後に、はい分りました。
- 1.6番～問違して質問致します。今先の課長さんのご聴聞聞きますと何かむしろ遅の様な感じがする訳でござりますが、市町村の固定賃俸の額度を見て教育委員会が予算額度をされたりじゃないかというふうな見經の様なござりますが、むしろ法人対法人の場合は議員会から予算要求があ

思います。

3 番～前年度もその時に才入欠はうがあつた訳ですが、本年度も当初予算でそういう評点式の政府の示した様な賦課方法になるものと思つて当初予算に組まれておるという様な見解ですね。

財政課長～そうでございます。

3 番～はい分りました。

5 番～関連して質問致します。今先の答弁の中に固定資産税のいわゆる引上げに関する説明書を各自治会長に配布してあるという説明がありましたが、何時配布なされたか。その席で結構ですから大体でいいです。2～3ヶ月前であるのか、或は今月であるのか。

3 番～11月30日付けで出されております。

5 番～これは一枚ずつ配布なされた訳ですか。

財政課長～いや、50～60枚です。

5 番～各区に50～60枚、このプリントされている日付けその項に配布なされたんですか。

財政課長～はい。

5 番～11月30日午後に、はい分りました。

16番～關連して質問致します。今先の課長さんとのご説明聞きますと何かむしろ逆の様な感じがする訳でございますが、市町村の固定資産の編成を見て教育委員会が予算編成をされなんじやないかというふうな見解の様でございますが、むしろ法人対法人の場合は委員会から予算要求があ

つてこそ市当局はそれを補うために請けたために教育費を  
賦課しなけれどやならんじやないかとこう考へられませ  
どそれに對して委員会から次第による正式な要求があつ  
まかどきか。お聞きしたいと思ひます。あつた後で結果  
でござります。ない段でございますが、どつちで実か

財政課長～お答えします。別に財政課長に教育委員会からの指示  
はあります。

1.6番～これは法務対談でございますので、課長さんにはない  
と思います。市町村にしか要求はないと思います。それ  
をお聞きしている限りでございます。

市長～普通との教育委員会の見本額というは、改重議員会の  
予算に盛られた分を要求する限りで、一様市の予算が大  
体決つて後でそして市の今までの条例によつて教育委員  
会の方にこの教育委員から委託によつて徴収される額は  
これが花はとこのくらいだといふ見当りを據つて委員会の  
予算は編成してそしてそれだけを委員会の方が受け取つ  
て消化する様になつてゐる。前もつていくら要求する  
という要求は設しておりませんそれで結局市の条例によつ  
て大体教育委員会の予算として、この見當られる額を予  
算化して、そしてそれだけのその予算に盛られた分をこの  
委員会では編成して、校長会にかけてこれを満足して  
もらう様になつて居ります。

1.6番～むしろ並じやないかと見えうんです。私がお聞きしておる  
のは、只あつたかないかの問題でございます。委員会か  
ら今の場合市長さんの你是教育委員長であるのか、市長  
であるのか分かりませんので教育委員会から市当局に要求  
があつたかどうかをお聞きしている點です。

市長～あります。

1.6番～それじゃ結構でござります。もう一つお聞きしたい点で

つてこそ市当局はそれを補うために済すために教育税を賦課しなけりやならんじやないかとこう考えられますけれどそれに對して委員会から文書による正式な要求があつたかどうか。お聞きしたいと思います。あつたら後で結構でございます。ない誤でございますか。どつちですか

財政課長～お答えします。別に財政課長に教育委員会からの指示はありません。

1.6番～これは法人対法人でございますので、課長さんにはないと思います。市町村にしか要求はないと思います。それをお聞きしている誤でございます。

市長～普通この教育委員会の見積額というは、教育委員会の予算に盛られた分達要求する積りで、一様市の予算が大体決つて後でそして市の今までの条例によつて教育委員会の方にこの教育位員から委任によつて微取される額はこれだけとこのやらいだといふ見積りを持つて委員会の予算は編成してそしてそれだけを委員会の方が受け取つて消化する様になつてゐる。前もつていくら要求するという要求は致しておりませんそれで結局市の条例によつて大体教育委員会の予算として、この見積られる額を予算化して、そしてそれだけその予算に盛られた分をこの委員会では編成して、校長会にかけてこれを決定してもらう様になつて居ります。

1.6番～むしろ逆じやないかと見うんです。私がお聞きしておるのは、只あつたかないかの問題でございます。委員会から今の場合市長さんの方は教育委員長であるのか。市長であるのか分りませんので教育委員会から市当局に要求があつたかどうかをお聞きしている誤です。

市長～ありません。

1.6番～それじや結構でございます。もう1つお聞きしたいんで

ですが、新しいこの評価基準が設けたという問題につきましては、如何に規則との関連はないかどうか、その点ございまして、お聞きしたいと思ひます。

市長～今のをもう少し、

1.6 市長～固定資産のですね、今の3番さんと同様しますけど、固定資産額が何を2倍3倍も上つたと、だから評点式の方法を取る前にというご意見がありましたけれども、現在試験はやつておりますけれどもその試験自体が従来型と複雑に違反する様なことはないかどうかお聞きしたいんです。

市長～別に違反することは気付いておりません。

2. 市長～多くの固定資産額の引上げに際してもう一点だけ質問をします。この引上げの理由についての説明は今先づ財政課長からなされましたが、これを財政公表にのついている所のいわゆる理由そのままではあります。しかし又更に後での補足という意味合いかどうか分りませんが、その場合の説明は4.5番の引上げによる、いわゆる2倍、3倍に収益が上がったんだやなくて、その実施じやなく市独自のいわゆる評価の評価変えをしたというふうに受け取られるが、そういうふうに無理やくしく不よろしいですか。いわゆる現在までの固定資産の評価は財政課長の間おくによれば5～6ヶ月前前に評価されたそのままを毎年毎年いわゆる適用して来たそこでその5～6ヶ月前に評価してあつた価格に対して4.5倍価格を引上げて実施したからそういうふうに収益が上つたのであるのか、或はそういう方法の実施をあとまわしにして5～6ヶ月前に設定した価格基準が妥当でないからという当局独自の立場で妥当と思われる価格まで引上げたために固定資産額がそれだけ上つたのであるのか、その辺をもう少し詳しくお聞き願います。これは各区においても共通な問題でありますので色々とお聞きがある様子であります。

ですが、新しいこの評価基準が変わったという問題につきまして条例規則との関連はないかどうか。その点をさりませんかどうか、お聞きしたいと思います。

市長～今のをもう少し。

1番～固定資産のですね。今の3番さんと関連しますけど、固定資産税が何か2倍3倍も上つたと、だから評点式の方法を取る前にというで説明がありましたけれども、現在賦課はやつておりますけれどもその賦課自体が税条例と規則に違反する様なことはないかどうかお聞きしたいんです。

市長～別に違反することは気付いておりません。

5番～只今の固定資産税の引上げに関するもう一点だけ質問致します。この引上げの理由についての説明は今先き財政課長からなされましたか、これを財政公表についている所のいわゆる理由そのままでありますか、しかし又更に後での補足という意味合いかどうか分りませんが、その場合の説明は4.5%の引上げによる。いわゆる2倍・3倍に税金が上がつたんじやなくて、その実施じやなくて市独自のいわゆる評価の評価を変えをしたというふうに受け取られますが、そういうふうに解しやすくしてよろしいですか。いわゆる現在までの固定資産の評価は財政課長の記おくによれば5～6ヶ月前に評価されたそのままを毎年毎年いわゆる適用して来たそこでその5～6ヶ月前に評価してあつた価格に對して4.5%の価格を引上げて実施したからそういうふうに税金が上つたのであるのか。或はそういう方法の実施をあとまわしにして5～6ヶ月前に設定した価格基準が妥当でないからという当局独自の立場で妥当と居られる価格まで引上げたために固定資産税がそれだけ上つたのであるのか。その辺をもう少し詳しくお説明願います。これは各区においても共通な問題でありますので色々とやはり不満があるはずであります。



私の出身の区におきましても、既に7~8名あらあらしく何時こうなつたかという質問を受けております。私もしかしこれは財政公表の文書が配布されてからは、この通り私は説明しておりますが、今の説明を聞くと更に又この通り説明したんでは不充分であるというふうな私は感じ持つております。もう少し掘り下げる説明を願います。一般市民は税金に関しては非常に关心をもつておりますから、相手が納得するまで、いわゆる少しでもこれはごまかしじやないかなあという印象を与えては大変なことになります。畢竟のまま説明しなくちやいかん立場にありますので、もう少し詳しく説明を願います。例えば仮りに今ある物価指数を何千もでも結構ですが、7,000もとした場合課税指数をこれを7,000もでも1万もでも結構ですが、この政府指示による4.5%の引上げに訂正しても決して税金は4.5%程度しか上りません。しかし実際課された税金は2倍とか、3倍というのを聞いたことはありませんが、2倍以上に上つたというふうに私は聞いております。そうすれば政府の指示指数の引上げ、いわゆる4.5%の引上げによつて、これだけ税金が上つたんだという説明では相手を納得させることは出来ないと思います。何故かと申しますと実際課された税金は決して4.5%の増額じやなくて100%。せせぞそれ以上又増額になつておりますから。



財政課長～この指示価格と申しあげますのは、宜野湾市の田畠、宅地の評価額を総地積で割った平均の一坪当たりの平均の指示価格でございます。それでこの説明書にも書いてございます様に64年度に課税した実績が、田において平均が64セント、それから畠において31.9セント、宅地において1ドル78セント3リンという総評平均額でございます。これをこの改正の指示価格の65セントに持っていくのに、~~は~~は田においては、39.7%、それから畠においては59セントに持つて行くには72.4%、それから宅地においては40.20%、これだけ実際に引上げなくては指示価格の線まで行かない訳でございます。それでこれは総平均でございますので、その等級の現在1.22.3.3の下、3から4、それから4.4の下、5.5の下とこういうふうに答級が設定されておりますが、その割でこの表にもございます様に宅地の万では1等が4\$80セントから6\$70セントといろいろこういうふうに變つておりますので、その個人々々においては或は1.5倍以上になつてある方も中にはあると思います。それは坪数の大きさとか、或は又今までの現況の地目が、畠だつたものが宅地に變つたとか、こういうものがあると思いますので、ここにおいてはそこには差があると思いますが、全体的にはこの平均価格になる訳でございます。

5 番～そうしますと、今の田畠、宅地この各種目の平均を取つて45%の引上げをして、それを評価基準として課税は実施されている訳でございますか・現在は・

財政課長～そうでございます。

5 番～はい、分りました。

3 番～もう1件お伺いします。この第1期の賦課総額とですね第2期の賦課総額の額はどの位ですか・調定額でなく

財政課長～調定事務も賦課事務もこれは並行してやつております

3 番～並行といつたら講員の講義が複数あると見うなぞ  
すが、どういう~~おき~~こうですか。」  
前回まで加えて

財政課長～現在全部課税が済みまして今調定を取らしております。

3 番～いや調定額でなくて、賦課額です。第1期の賦課した額と第2期の賦課した額はいくらですか。調定額でなく。賦課額です。

財政課長～だから今計算をさせている訳でございます。

3 番～調定額でないですよ。

財 政課長～はい。

3 番～まだ出ていないという訳ですか。じゃそれに関連して固定資産には関係ないと想いますが、同じ税に付れておりますので、この何が課の職員の業務分担を見た場合に調定者と、それと賦課をする職員とは自ら別個だというふうになつておつた訳ですが、しかし毎日の状況を見た場合には賦課した人が調定も応じて修正をしているという様な状況だという訳ですが、これは調定の方は調定で取り扱つておるもんであるか。賦課は賦課1本でやつているもんであるかですね。毎日の方はどういうふうに処理なされておりますか、調定事務と賦課事務は自らその分担が出来ないから課の職員の業務分担は別個だといふふうが違つておると思うんですね。現在の毎日においてはそういう区別がなくてあの人に頼んだら安くした。この人には出来なかつたという様な何か住民の印象があるらしいんす。そういう事実があるかどうかですね。調定事務と賦課事務は自ら業務分担は別個だと思いますが、そういうふうにやつているかどうかですね。

財政課長～調定事務も賦課事務もこれは並行してやつております

3 番～並行といつたら職員の業務分担は決つておると思うんですが、どういう並行きんこうですか。

財政課長～これ松原君の分担は市民課、審議会の監課係りと、それから直営事業の部員による固定資産の不動産の調査  
3番～監課調査室までの係りがおります。  
2番～監課調査室はいつにしている段ですか。

財政課長～これは監課長がその担当の責任者になる段でございます  
が、これは今後は調査においては監修係長に責任を。

3番～いや責任の問題ではなくして、職員自体がですね、業務  
分担の中にちゃんと調査の業務を受け持つ職員、それから  
外の業務を受け持つ職員と別個に何か余剰にはあつた  
と想うんですが、そういうふうにやつておられるか、実際  
監修員でそういうふうにやつておられるかですね、或は  
只係員の指示で両方皆んなで共同してやつておるかと  
う段です。

財政課長～調査事務は課長がやつております。  
3番～監修事務は課長がやつておる。

財政課長～はい

3番～しかし実際はそうじやないでしょう。  
財政課長～いや最終的には課長がやることになつていてます。預貯  
かと申上げますと、調査といふのは取引命令それから市  
長の取引命令の決裁を得るまでは副課は計算係務でござ  
いますので、その計算は各係員がやつております、それ  
で一応調査額が決定になると市長の決裁を得て決算にな  
ると取引命令を取扱方に取扱する段でございまして、その  
間にいろいろその更正或はさく誤或は移動などござい  
まして、その点は各係りにおいてその移動決算書を添え  
て決算をする様に奉告的には進めておる段です、今私は  
いろいろこんがらかつて申上げましたが、結局計算は各

財政課長～これは職員の分担は市民税・事業税の賦課係りと、それから固定資産の評価による固定資産の不動産の調査賦課課定までの係りがおります。

3 番～賦課調査はよくしている訳ですか。

財政課長～これは課長がその課定の責任者になる訳でございますが、これは今後は課定においては監査係長に責任を。

3 番～いや責任の問題ではなくして、職員自体がですね、業務分担の中にちゃんと課定の事務を受け持つ職員、それから外の事務を受け持つ職員と別個に何か条例にはあつたと思うんですが、そういうふうにやつておられるか・実際現行でそういうふうにやつておられるかですね、或は只係長の指示で両方みんなで共同してやつておるかという訳です。

財政課長～課定事務は課長がやつております。

3 番～課定事務は課長がやつてある。

財政課長～はい

3 番～しかし実際はそうじやないでしょう。

財政課長～いや最終的には課長がやることになっています。何故かと申上げますと、課定というのは収入命令それから市長の収入命令の決議を得るまでは課定は計算事務でございますので、その計算は各職員がやつております。それで一応課定額が決定になると市長の決議を得て決定になると収入命令を収入役に発する訳でございまして、その間にいろいろその更正或是さく誤或是移動などがございまして、その点は各係りにおいてその移動決議書を添えて決議をする様に事務的には進めている訳です。今私はいろいろこんがらかって申上げましたが、細局計算は各

係の方は坐りしております。この辺でちょっとおきな、お話をうかがつておきます。  
3番～財政といふのは直接署名で開票を受けているという事実  
は課長自体ではやつてなくて、最終のその数字の訂正と  
いう確定だといってやられるが、実際の事務は当然この  
開票結果成る開票事務といふのは自ら開票だというふう  
にして衆議院にちそいうふうになつておつたと思うんで  
すが、貴重な方ですね、そういうふうにやつてやられ  
れるかという點です。

財政課長～開票が假日でやるということは、これは実際現実の  
受信を假日でやつておるということですか、それもお聞かせください。

3番～はい実際現実立てを開票ですね、開票の場合は假日でやつておる  
財政課長～現実現実立てと開票とは別に関係はないと思います。

3番～現実現実立ての算出自体はこれは各開票者成る全部の財政  
の職員全部で受け持つておるという點ですか。

財政課長～開票といふのは、その市民税なら市民税、固定資産なら  
固定資産のその1ヶ月の収入額を見積って、その額  
をいや見渡るという點じやなくて、最終的に数字を決定  
して、それで市長が収入命令を出す個に対しての私は  
開票といふうに考えております。

3番～個々の現実現実立てといふことになつた場合は、個々の  
開票者との開票と或はその誤びよう修正とか、そういう  
のは最終的にはどつちがやつている點ですか。

財政課長～それは課長の方に移動現実立てを授えて担当しております  
す、その中に真正現実立てがござりますので、改ほんには  
重複ということの中にはありますのでありますので、そ  
ういうのはすべて誤びようもそれから現実を或は又は其  
正も全部移動現実立てによって受けました係から課長の

係の方でやらしております。

3 番～計算というのは直接課内で調定を受けているという事実  
は課長自体ではやつてなくて、最終のその数字の訂正と  
いう確定だといつておられるが、実際の事務は当然この  
調定事務或は賦課事務というのは自ら別個だというふう  
にして余例にもそういうふうになつておつたと思ふんで  
すが、業務分担の方ですね、そういうふうにやつておら  
れるかという訳です。

財政課長～調定が毎日でやるということは、これは異議申し立ての  
受付を窓口でやつておるということですか。

3 番～はい異議申し立てを調定ですね。

財政課長～異議申立てと調定とは別に関係はないと思います。

3 番～異議申立ての事務自体はこれは各調定者或は全部の財政  
の職員全部で受け持っているという訳ですか。

財政課長～調定というのは、その市民税なら市民税・固定資産  
なら固定資産のその1ヶ月年の収入額を見積つて、その額  
をいや見積るという訳じやなくて、最終的に数字を決定  
して、それで市長が収入命令を発する額に対しての私は  
調定というふうに考えております。

3 番～個々の異議申立てということになつた場合には、個々の  
納税者との調定と私はその誤びよう修正とか、そういう  
のは最終的にほどちがやつておる訳ですが。

財政課長～それは課長の方に移動決算書を添えて提出しております  
が、その中に更正決定書がござりますので、或は中には  
重複ということの中にはありますので、そ  
ういうのはすべて誤びようもそれから重複も或は又は更  
正も全部移動決算書によって受け付けをした係から課長の



方提出する様にさせております。

3 番～分りました。

5 番～今の問題と関連して1点だけ質問いたします。調定の決定はもち論これは最終的に市長の決裁をもつて始めて調定の決定であります。その過程においていわゆる最初財政課の1係員がやつているはずであります。それを市長の決裁を受けるに至るまでにその部課において、つまり財政課長の所で更に必要な更正・誤びよう訂正などを加えるというふうな説明であります。そういう例があるかどうか。今までにあつたかどうか。あつたですか。部課職員がなした調定事務に対して市長が目を通してもこれは妥当でないという立場で、いわゆる修正・更正したケースが沢山ありますか。あつたら内容の説明までお願いいたします。

財政課長～中には相当市民税等においては相当あります。ほとんどが実際に証拠をもつて来て、そして税額のことを訂正するというものもありますが、いろいろ市民税の中の異議申立ての検討をしてみたいと申し上げ・兼ねますが、1期分の税額を出して、1ヶ月の内には相当のその異議申立てがございます。それでその理由は当初の額から今度は移動になつた額・そしてその理由を書いて決議書を回しますので、その更正決定の額を今度は中には増えるものもございます。減るものもございますが、必ずしも減るものだけではありません。その額を当初の調定に又加えたりたしたりまして市長の決裁を得る訳でございます。調定決議書というのがございます。

5 番～私が特に聞きしたいのは、異議申立てがあれば当然再検討はされていると思いますが、異議申立てのない調定に対して、課長のいわゆる事務処理の過程において課長独自の判断で、これは妥当でないという立場で修正を加えたケースがあるかどうか。もしであればその係り担当員



が、その担当する事務にまだなれていないのであるか、或はそれと以た様な理由によるものか、そうじやなくて他と比較して公平を欠いていると認讬しているながら、あえてそういうふうに不合理な額定をしたかその辺の理由を堀り下げて御説明願います。

財政課長～課長で訂正を係りに指示したということはありませんすべて係りの方で係長まで処理をしております。

5 番～これは異議申立てのないものに対して係り職員がなした額定に修正を加えたことはないという訳ですか。そのまま市長の決裁まで行つたということになりますか。先程いわゆる市民税にはそういうことはあるといわれましたが、その修正或は誤りようの訂正でも、とにかく係り職員が文書において、これだけ訂正しますというふうに確定数字をもつて課長の所に回したものに課長自ら判断して修正を加えたのではないかですか。

財政課長～ありません。

5 番～あの異議申立て以外に

財政課長～ありません。ええあの係りの方でその賦課の時にいろいろ異議申立てが出た場合に法的な面で質問もする場合はあります。その時はお互に研究して指示もしておりますが、数字の上において課長が指示して、課長又自身で訂正をしたということは1件もありません。

5 番～異議申立てをする關係で、この税目ごとの税目が1番多いですか。市民税が固定資産税か貢はこの法人税か。そういう一つの種などの税目で1番異議申立ては多いですか。私が今お聞きしていますのは、とにかく異議申立てはあることはある訳ですね。その異議申立の全体の件数の内の税目が多いですかということです。



財政課長～今一社にどれが多いといえませんが、市民税と固定資産税の方が多い訳です。

5 番～はい分りました。

3 番～去年も政府が示した評点式の評価方法について行くために当初予算にも相当の増収見込んでやつて、それでは事務的に処理出来ないで、収入欠かんが出たということであつたんですが、今度の場合にもそれに沿つていく第1段階として等級の引上げをしたということになりますが指示価格を上げて従来の等級を上げて賦課している様であります。いつたいこの評点式の評価方法について行くには後何ヶ月要するお考えであるかですね。前年度からすぐ実施されるという訳で、前年度の予算は当初予算に組んであつた訳ですが、事務的にどうしても出来ないという訳で年度末になつてや出米をやせや収入欠かんをそこに更正したとおぼえておりますが、現年度もその面で近づけようという様な努力をされておるんだが2期までも出米んで、2期の方ではそういう様な指示価格を上げてその予算のつじつまを合そうという様なお考えである様ですが、しかし政府が今まで指示された評点式の評価方法には答職員が何名おればですね。現在度で実施出来るかは現年度ではその評価まで持つて行けないもんであるかどうか、その点お聞かせ願いたいと思つております。

財政課長～この予算の中にも計上してさざいますが、現在の固定資産の評価員とそれから補助員の方はもつぱら1級との土地の基準表による調査を進めております。それで何時でもこの標準地を決めて、それで標準地の評点数を出せば、それにすぐ各等級との田畠の基準が出来る様に今作業を進めている訳ですが、これからの大さな仕事というと状況類以区を識別して、それで標準地の売買実例価格も出して標準地のその評点を出すということで、最後の評価額はやつぱり政府の方が調整をしまして指示價



線を示す段階です。この作業が現在そういう初步の段階でございまして、各市町村ともやればやる程そのいろいろ時間がかかるということぞなかなか進まない様な状態ではあります。しかし本市においては内部的な事務面は随時の職員を雇つてその進めると、評議員の方はどんどんその現地調査でもつて、この業務を押し進めるというふうにやつておりますので、今実際にはその今量とそれから時間を計算して見ないとつきりしたことは申し上げられませんが、今年度上林には各駅の評議員が出せる様に業務を進めている段でございます。66年度の新年度からは評議員式に依る評議方法によつて課税がなされる様に努力しております。

3番～御要望申上げておきます。今度の自定資産の実際賦課されて相当の引上げをされている段でありますが、それに対する住民に対して課税徴収の説明がまだ行き届いていないと、そういうことはつまり納税意欲の低下ということに結びつけられるんでないかと思ひますので、その面も充分なる納税者に対して課税の説明をなされまして皆んなが喜んで納税出来る様な方法を取つてもらうよう御要望申上げてこの質問を終ります。

議長～暫休憩いたします。（午前11時55分）

議長～再開いたします。（午後3時29分）

議長～本日の日程は全部終了いたしましたので、これでもつて本日の会議を終ることにいたします。尚明日は午前10時より再開することにいたします。

議長～散会（午後4時）